

令和6年第1回(3月)定例会

御杖村議会会議録

令和6年 3月11日開会

令和6年 3月25日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（3月11日）	— 1 —
◎議事日程	— 2 —
◎本日の会議に付した事件	— 3 —
◎出席議員（8名）	— 4 —
◎欠席議員（0名）	— 4 —
◎会議録署名議員	— 4 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	— 4 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 4 —
◎〔発言記録〕	— 5 —
◎開会及び開議の宣告	— 5 —
◎会議録署名人の指名	— 5 —
◎会期の決定	— 5 —
◎諸般の報告（議会運営委員会）	— 5 —
◎諸般の報告（例月出納検査）	— 6 —
◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）	— 6 —
◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）	— 7 —
◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）	— 7 —
◎一般質問	
寺前議員「国土強靱化計画について」	— 8 —
張間議員「3期目の村政について」	— 11 —
張間議員「配食サービス食の自立支援事業について」	— 13 —
山岡議員「森林環境整備について」	— 15 —
◎休憩（午前11時08分）	— 17 —
◎再会（午前11時15分）	— 17 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて （御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について） 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 17 —
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて （令和5年度御杖村一般会計補正予算（第8号）） 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	— 18 —
◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	— 19 —
◎議案第2号特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	— 20 —
◎議案第3号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 20 —
◎議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 21 —

◎議案第5号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—22—
◎議案第6号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—23—
◎議案第7号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—24—
◎議案第8号御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—25—
◎議案第9号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—26—
◎議案第10号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—27—
◎議案第11号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—28—
◎議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—29—
◎議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—30—
◎議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—30—
◎休憩(午後12時09分)	—31—
◎再会(午後1時30分)	—31—
◎議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—32—
◎議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—32—
◎議案第17号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—33—
◎議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—33—
◎議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—34—
◎議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—35—
◎令和6年度施政方針[伊藤村長]	—35—
◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—37—
◎議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—42—

◎議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—42—
◎議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—43—
◎議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—43—
◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
[上程、説明、採決]	—44—
◎休憩(午後2時34分)	—44—
◎答申案配布	—44—
◎再会(午後2時35分)	—44—
◎同意第1号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[上程、説明、採決]	—45—
◎散会の宣言	—45—
第2号(3月25日)	—47—
◎議事日程([審議結果])	—48—
◎本日の会議に付した事件	—49—
◎出席議員(8名)	—49—
◎欠席議員(0名)	—49—
◎会議録署名議員	—49—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—49—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—49—
[発言記録]	—50—
◎開議の宣言	—50—
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて	
(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第8号))	
[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]	—50—
◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—51—
◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—52—
◎議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—52—
◎議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—53—
◎議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について	
[討論、採決]	—53—

◎議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—54—
◎議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—54—
◎議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号)の議定について、案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—54—
◎議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号)の議定について	
[討論、採決]	—55—
◎議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について	
[討論、採決]	—56—
◎議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—56—
◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—56—
◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について	
[討論、採決]	—57—
◎議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—58—
◎議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—58—
◎議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—58—
◎議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—59—
◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—59—
◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—59—
◎閉議及び閉会の宣言	—60—
◎議事録署名	—61—

(令和6年3月11日)

令和6年第1回(3月)御杖村議会定例会(第1号)

令和6年3月11日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	2月28日
・例月出納検査	11月・12月・1月分
・宇陀衛生一部事務組合議会	2月14日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	2月27日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	3月4日定例会

第4 一般質問

第5 承認第1号 【原案承認】

専決処分の承認を求めることについて
(御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について)

第6 承認第2号 【予算決算委員会付託】

専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第8号))

第7 議案第1号 【むらづくり委員会付託】

御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第2号 【むらづくり委員会付託】

特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第9 議案第3号 【原案可決】

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第4号 【原案可決】

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第5号 【原案可決】

御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第6号 【原案可決】

御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第7号 【原案可決】

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第8号 【原案可決】

御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第9号 【原案可決】

御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援
施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第10号 【原案可決】

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

第17 議案第11号 【原案可決】

御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第12号 【原案可決】

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第19 議案第13号 【むらづくり委員会付託】

御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第14号 【むらづくり委員会付託】

御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について

第21 議案第15号 【むらづくり委員会付託】

御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 議案第16号 【むらづくり委員会付託】

御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議案第17号 【原案可決】

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

第24 議案第18号 【予算決算委員会付託】

令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号)の議定について

第25 議案第19号 【予算決算委員会付託】

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第26 議案第20号 【予算決算委員会付託】

令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第27 議案第21号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村一般会計予算の議定について

第28 議案第22号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第29 議案第23号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

第30 議案第24号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第31 議案第25号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について

第32 諮問第1号 【原案決定】

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第33 同意第1号 【原案同意】

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	葛城昌俊君	副議長	張間裕子君
1番	福田麻衣子君	2番	寺前伊平君
4番	廣口芳弘君	6番	古川芳明君
7番	山岡隆良君	8番	松岡一生君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番 張間裕子君 4番 廣口芳弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午後2時39分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。令和6年第1回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和6年第1回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(葛城昌俊君):本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3番張間裕子君、4番廣口芳弘君を指名します。

◎会期の決定

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3・諸般の報告を行います。はじめに、2月28日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。8番松岡。

○議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、2月28日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和6年第1回、3月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、3月11日から25日までの15日間とし、会期中の日程については、3月11日午前10時開会、全員協議会を12日午前9時30分開会、むらづくり委員会を15日午前9時30分開会、予算決算委員会を21日午前9時30分開会、続会議を25日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を3月4日とし、質問日は、3月11日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および村長より提出される29議案の取り扱いについて協議を行い、御杖村行政組織 条例の

一部改正を含む村独自による条例の一部改正5件及び御杖村単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定については、むらづくり委員会へ、専決を含む補正予算4件と令和6年度の当初予算5件は、予算決算委員会へそれぞれ付託することと決定しました。また、上部法等の改正に伴う専決を含む条例の一部改正11件、規約の変更1件、人事諮問1件、人事同意1件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和6年第2回、6月定例会の会期を検討するため継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):松岡委員長、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より例月出納検査について11月から1月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、2月14日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、3番張間裕子君よりお願いします。

○3番(張間裕子君):議長、3番張間。

○議長(葛城昌俊君):張間裕子君。

○3番(張間裕子君):ただいま議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る2月14日午前9時30分より、令和6年第1回宇陀衛生一部事務組合議会定例会が宇陀市人権交流センター大会議室に於いて、開催されました。議長より、宇陀市議会宮田議員欠席の報告があり、出席した組合議員は13名で定足数に達していることから会議は成立し、本村からは山岡議員とわたくし張間が出席いたしました。管理者の宇陀市金剛市長より招集の挨拶の後、日程に基づき、議事録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。承認第1号専決処分承認を求めることについて、宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第1号宇陀衛生一部事務組合一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第2号宇陀衛生一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての三件は令和5年8月に出された人事院勧告によるものです。議案第3号令和5年度宇陀衛生一部事務組合一般会計補正予算第2号については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ750万円を増額し、歳入歳出それぞれ6億5,419万8千円とするものです。議案第4号令和6年度一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出総額はそれぞれ1億944万4千円と定めるもので前年度と比べて5億5,096万2千円の減額予算となっています。主な減額の要因は、基幹的設備改良工事の完了に伴うものです。同意第1号宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意について、同意第2号、3号、4号宇陀衛生一部事務組合公平委員会の選任同意については挙手全員により決定致しました。以上9件が、原案どおり全会一致で可決及び同意され、副管理者の曾爾村芝田村長の閉会の挨拶により午前11時05分に会議を閉じました。以上、簡単ではございますが、宇陀

衛生一部事務組合定例会の報告と致します。

○議長(葛城昌俊君):張間議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、2月27日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、6番古川芳明君よろしくお願ひします。

○6番(古川芳明君):議長、6番古川。

○議長(葛城昌俊君):古川芳明君。

○6番(古川芳明君):それでは、令和6年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。去る、2月27日午前10時より、令和6年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議員として、田中剛志氏、松浦利久子氏、井谷憲司氏が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として田中稔一議員、松本喬議員、大向實議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として松岡一生議員と私古川が出席いたしました。組合議会定例会については、9名出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は承認第1号専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第1号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第2号東宇陀環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号令和6年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出予算について、以上4件が提案されました。承認第1号につきましては、令和5年12月1日付け専決処分書の承認を行いました。議案第1第2号については、令和6年4月1日付け条例改正及び制定の可決を行いました。議案第3号令和6年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ2億5,633万6千円で前年度対比4,135万6千円の増額予算となっています。山岡隆良議員より、議案第3号で衛生費、工事請負費の施工日程について説明を求め、提案者より詳細の説明がおこなわれました。以上4件が原案どおり全会一致により可決され、午前10時45分に閉会いたしました。以上をもちまして、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、3月4日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、4番廣口芳弘君よろしくお願ひします。

○4番(廣口芳弘君):議長、4番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口芳弘君。

○4番(廣口芳弘君):それでは去る、3月4日午後2時より御杖村議会委員会室において開催されま

した、令和6年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。曾爾村からは、組合議員として佐治議員、東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは組合議長として葛城議員、組合議員として、私廣口と福田議員が出席致しました。葛城議長から、組合議員として福田議員を紹介し、議会成立宣言がなされ、会議録署名議員に、1番佐治議員、2番東口議員の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、議第1号案曾爾御杖行政一部事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえ新たに勤勉手当を支給できる旨の規定を新設するもので、施行日は令和6年4月1日となっております。議第2号案曾爾御杖行政一部事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、フルタイム会計年度任用職員の取扱いとの権衡等を踏まえ新たに勤勉手当を支給できる旨の規定を新設するもので、施行日は令和6年4月1日となっております。議第3号案曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員について新たに勤勉手当を支給することになることから、その規定部分について削除するもので、施行日は令和6年4月1日となっております。議第4号案令和5年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号については、事務局長から学校給食、保育所給食運営事業について所要の指導を講じるもので、歳入諸収入97万8千円増、歳出教育費97万8千円で増額補正するものです。議第5号案令和6年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算については、当組合の事務事業は、火葬場、学校給食、視聴覚教育に関する事務となっております。本年度予算案と前年度当初予算との比較では、本年度予算案は歳入歳出総額4,048万1千円で前年度当初予算と比較して、242万4千円の増額予算となっています。増額の内容につきましては、学校給食の栄養バランスのとれた給食の提供にともなって前年度予算と比較して161万1千円増、総務費7万9千円増、衛生費73万4千円増となっております。以上、提出された5議案はそれぞれ審議を行い採決の結果、原案どおり全会一致で可決され、午後2時50分に閉会しました。以上、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):廣口議員、ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

寺前議員「国土強靱化計画について」

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。
最初に2番・前議員。

○2番(寺前伊平君):議長。

○議長(葛城昌俊君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):2番寺前。議長の許可を得ましたので、当選後初めての一般質問をさせていただきます。村長に、国土強靱化地域計画について質問させていただきます。今年の元旦に能登半島地震があり、近い将来南海トラフ巨大地震が起こりうる可能性を敏感に捉えた村民も多く、防災への関心がより高まったのではないかと思います。村は令和2年4月、同6年度までの5年間とする御杖村国土強靱化地域計画を策定し、施行されました。私も同計画を読ませていただき、推

進方針に基づく具体的な施策に触れ、分かり易い中身であることの評価をさせていただきました。ただ、計画スタート年が新型コロナウイルス感染症発生年と重なりました。村はこの4年間、コロナ対応に大変ご苦労されたのではないかと受け止めています。そこで、まずはこの計画の最終年度となる令和6年度を前に、具体的な施策にあります、緊急輸送道路に接続する村道白髪線の拡幅事業について、排水機能維持のための村道西川川合敷津線の補修について、235ある村道の橋梁点検と必要な改修工事について、経過40年以上の水道老朽管路の更新についての進捗状況と、計画の具体的な施策における全体の進捗率について、それぞれお聞かせ下さい。なお、再質問については自席からさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長(葛城昌俊君): 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 寺前議員の質問の国土強靱化計画についてお答えをさせていただきたいと思ひます。国土強靱化地域計画は、強しなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、第4条において地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することとなっており、令和2年4月に、御杖村国土強靱化地域計画及び推進方針の具体的な施策を策定致しました。議員ご質問の推進方針の具体的な施策の進捗状況は、次のとおりでございます。緊急輸送道路の国道369号に接続しております村道白髪線の拡幅事業につきましては、これまで道路幅員が狭隘な約1.3キロメートル区間において1.5車線化の整備を進めておりましたが、本年度で完了を致しました。続いて、村道西川川合敷津線の補修につきましては、約3.5キロメートル区間において老朽化した舗装を補修するもので、これまでに約1.8キロメートル区間が完了しており、進捗率は51%となります。続いて、235橋ある村道の橋梁につきましては、法令に基づき5年に1度の近接目視による点検を実施するとともに、点検結果により補修が必要と判定された32の橋梁について順次、補修工事を進めており、本年度末で32橋のうち15橋の補修が完了しており、進捗率は47%となります。続いて、水道管路の更新についてですが、村内で最も早く整備された桃俣地区から順次管路の更新を進めております。更新に当たっては老朽化が進んでいるVP管と呼ばれる硬質ポリ塩化ビニル管を耐震性のあるポリエチレン管へ更新をしております。令和5年度で桃俣地区の全てのVP管の更新は完了致しました。菅野地区につきましては33年経過、神末地区につきましては30年経過、土屋原地区につきましては27年経過となっており、村内の水道配水管布設後40年を迎える前に、配水管の布設替えを計画的に進めてまいります。また、取水で電力を要する神末地区と土屋原地区の浄水施設に非常用発電機の設置を行っており、村内全ての施設で長期停電時にも取水が出来る体制が整っております。以上です。

○議長(葛城昌俊君): 寺前議員。

○2番(寺前伊平君): 伊藤村長から、現在の進捗状況について、詳しく説明いただきありがとうございました。早速、村道西川川合敷津線の雨谷橋を含めた補修工事をしていただくということで、スピーディーな対応誠に感謝しております。次に、この計画の更新が令和7年度行われると伺っております。そこで、次期計画に、断水時を想定したトイレ等に水洗供給できる雨水タンクを設置して貰えないかということ、災害時における被災地域への物資運搬活用のための大型ドローンの導入について考えていただけないかということと、携帯電話が届きにくい村内の地区がまだありますので、そこを考慮したフリーWi-Fiも含めた通信環境の整備について、新しい計画に組み入れていただ

ければ幸いかなというように思っています。村長の見解をお聞かせ下さい。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):はい、議長。

○村長(伊藤収宜君):少し現状も含めて説明させていただきたいと思います。まず、地震災害時の避難所における雨水の利用につきましては、地震による排水管の破損の可能性もありますので、配水管の破損状況を確認できないうちに、水を流しますと、漏水や浄化槽設備の損害を拡大させる恐れもあります。災害初期には、ポータブルトイレの使用を第一に考えており、備蓄を行っております。次に、被災地域への大型ドローンによる物資運搬につきましては、現在ドローンの主な利用用途は、空撮や被害状況の確認となっており、自衛隊や奈良県広域消防組合でも、被害状況の確認に利用されております。また、今年1月の能登半島地震におきまして、ドローンを活用して避難所へ医薬品を配送した国内初めての事例となったことが記事で紹介されています。そうしたことから、今後どのような運行体制で、どのような物資を運ぶのが一番よいか、まず活用事例等の調査を行って行きたいと考えております。次に、携帯電話の通信環境の整備についてですが、村ではこれまで携帯電話の普及に伴い住民の皆さんからの要望に耳を傾けながら、村が事業主体となり、国の補助金を活用し、通信用鉄塔の整備を行い、携帯電話の通信環境の改善を図ってきたところでございます。そうした中、村内の人家が集まっています集落につきましては、国内4社あります携帯電話通信事業者のいずれかにおきまして、ほぼ通信環境の整備ができていると考えているところでございます。一部地域では、地元との協議で整備を見送った経緯があるのも事実ではございますが、集落的にはほぼ補完していると考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(葛城昌俊君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):説明ありがとうございました。ちょっと付け加えさせていただきますけれども、村内に13カ所役場を除いて避難所として指定されていますけれども、その一つであります土屋原の避難所ですけれども、御杖保育所、公民館がなっていますけれども村の土砂災害ハザードマップを見ますと地すべりの警戒区域ということで色づけされています。村内には、ほかにもそのようなところがたくさんあると思いますけれども、どうかその辺のところも将来的に考慮していただいて、というように思っています。今日11日は、ちょうど東日本大震災から13年、来年は阪神淡路大震災から30年という節目を迎えます。この御杖村国土強靱化地域計画の基本目標にあります、人名を守る、住民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可能とする、こういった施策を村長の答弁にもありましたけれども、今後強力に進めていただくことをお願いいたしまして、今日の私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):特に、村内4カ所のそれぞれ大字にあります体育館、これが一番の地域の防災拠点になると思っています。そうした中で、4カ所の体育館についても耐震工事が今年で完了します。そういったことと合わせて、議員おっしゃいますようにうちの村の中では、急傾斜地といひますか災害区域に大概のところが入っております。そうした中では、それに対応できるようにということで県の事業等を活用しながら、急傾斜崩壊事業ということで、それぞれの避難所の裏の対策ということで急傾斜工事が完了しております。それで、100パーセントという訳ではありませんけれども、できる対策というのは今まで進めてきたところでございます。これからもそういう意味では、見直しも

含めながら必要なことはやって行きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

張間議員「3期目の村政について」

- 議長(葛城昌俊君):次に、3番・張間議員の一般質問を許可いたします。
- 3番(張間裕子君):はい、議長。
- 議長(葛城昌俊君):3番張間議員。
- 3番(張間裕子君):3番、張間。
- 3番(張間裕子君):ただ今、議長の許可を得ましたので、村長に質問させていただきます。先月2月27日火曜日のならナビにおいて、村長が御杖村の今後の課題や行政の運営方針についてお答えになられていました。その内容から質問させていただきます。一つ目の問題として公共交通の再構築、つまり移動支援の解決策として、一般の人が自家用車を使って有料で人を運ぶライドシェアの導入も考えているとのことですが、具体的には民間事業者を使うのか、個人にお願いするのか、方向性はお考えでしょうか。二つ目に、働く場所の確保として、廃校校舎の民間活用を挙げられていましたが、今現在、どのような働きかけをしており、何年を目処に実現していく計画なのでしょうか。三つ目に、若者の移住定住を目的に建てられた単身用集合住宅について触れられていました。先日の全員協議会で入居可能期間が5年間とのことでしたが、期限がきてそこを出られた方の次の居住地となる空き家などの整備、道筋は出来ているのか。また、定住するための雇用の場をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。最後に、高齢者の方が元気に過ごしてもらえる施策が一番良いとおっしゃっていましたが、具体的にはどんな施策をお考えなのかお聞かせください。この後は、自席にて質問させていただきます。
- 議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):張間議員の質問の3期目の村政についての質問にお答えさせていただきます。まず1点目の質問であります公共交通・移動支援についてですが、現在運行を行っております村内交通バスやデマンド交通を再構築するにあたり、現時点では、ライドシェアを、選択肢のひとつとして取り上げたものでございます。現在、国土交通省の審議会でライドシェア制度に係る審議が行われている状況でありますので、本村において確実にライドシェアを実施すると、具体的に方向性を確定したものではありませんが、これも含めて村民のニーズにあった公共交通の再構築に取り組んで行きたいと考えております。2点目の質問であります旧小学校の利活用については、民間で有効に活用いただき、それに伴って、村内雇用の促進や村外からの移住、村内の活性化の推進につなげたいとの思いから、廃校舎利活用検討委員会においてもご意見いただき進めてきたところです。これまでの取り組みでは、文部科学省のホームページにも掲載し、また関係機関への協力依頼も行い、幅広く民間からの提案を期待してきましたが、文科省のホームページだけでも全国で約330の廃校舎が掲載されており、近隣の状況を考えますと掲載されていない多くの廃校舎が更に存在するものと思われれます。本村の地勢的な条件も含めて考えますと、多くの活用提案は望めない状況であるとも考えられます。このような状況で、民間からの進出提案は限られており、最終的な提案をいただいた内容については、本村が望む諸条件に合わないこともあり、

最終的な決定には至っていないのが現状であります。この現状をなんとか打開したく、また他の直面している大きな課題も含めて、集中的に取り組む臨時的な組織を作っていきたいと考えております。民間への積極的なアプローチなど、能動的な取り組みも行いたいと思います。一方、廃校舎の今後については、民間活用だけでなく、いろいろな方向からの検討も必要であると感じているところであります。このあたりの進めについては、基本的な考え方や情報を整理した上で検討委員会をはじめ、議会でもご意見をいただきながら進めたいと思っております。3点目の質問であります若者単身者集合住宅5年の入居期間後の次の居住地となる空き家等の整備、道筋及び定住するための雇用の場につきましては、5年の入居期間を過ぎ、単身集合住宅を退去される方については、自身で定住先を探していただくのが基本と考えております。しかし、単身住宅の入居期間を制限することにより、子育て世帯向けや、家族向けの公営住宅を循環して利用していただくことが目的であることから、これらの住宅も定住先の選択肢になるよう、入居期間を限定したり、空き家についても改修にかかる補助金制度の検討を行っていききたいと思います。定住するための雇用の場の創出については、現時点で厳しいものはあります。しかし、本村から村外に通勤することも定住の形の一つではないかと考えております。4点目の質問であります、高齢者が元気に過ごしてもらええる施策についてですが、まず、高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、一人ひとりの取り組みと、地域で取り組むことができる環境づくりを、関係機関・団体との連携を図りながら整備を進めます。からだの健康づくりとして、運動機能や口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善や健康づくりのための事業やスポーツ活動への支援を推進していきたいと考えています。こころの健康づくりとしては、抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者に対して、こころが元気になるための事業を推進していきます。令和5年度より、交流を目的としたふれあい日帰りツアーや閉じこもり防止を目的とした健康麻雀事業を実施しています。次に、高齢者が生涯活躍することのできる環境の整備として、学習機会の提供や文化活動への支援、社会参加活動の推進を行います。令和6年度より、新たな事業として、高齢者の作品展示の機会の提供の場として、保健センターにて、常設の高齢者の作品展示場の開設を行います。また、現在実施しております生活支援サポーター事業は有償ボランティアですが、少しでも多くの方の参加が見込めるよう、1回30分あたりの報酬についても、令和6年度より増額を行いたいと考えております。また、介護予防や認知症予防、地域の担い手づくりを目的として、令和6年度より、脳健康教室を実施いたします。今後とも、高齢者の皆様がいつまでも、自分らしい暮らしを送ることができるよう、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者福祉施策を実施してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):張間議員。

○3番(張間裕子君):はい、議長。ご回答ありがとうございます。中でも、特に気になりました廃校校舎の民間活用において、新たに臨時的な専門分野の部署を作ることですが、今ある廃校校舎利活用検討委員会の位置づけはどうなるのでしょうか。また、昨年11月1日に検討委員会が開かれまして、その後の報告であったり、再度開催される会議等の案内も今のところない状態でございます。また、臨時的な取扱う部署というのは廃校校舎が叶ったときには、その専門部署はどのようなのかお聞かせ下さい。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):検討委員会の位置付けということでございます。検討委員会の中では、民間活用を進めていこうということで方向性を出していただいたというように思っております。しかし、そ

れを報告できるような今状況ではございません。そうした中では、これから村が進めていることについて、また報告させていただきたいということで、検討委員会だけでは、そこで決定ということではないと考えているところでございます。そうした中で、議員おっしゃいますように臨時的な部署を考えているということで、私の方も言わせていただいております。これからの委員会も通じながらご協議をいただきたいのですけれども、各課の所掌ということで条例で定められております。条例の体制も含めて検討いただけたらと思っております。いつまで続くのかといいますと、大きな課題として私が思っていますのは、特に廃校舎の利用それから村内交通の再構築こういう部分が一番大きな課題と思っております。こういうことがある程度方向ができれば、それが2年になるのか3年になるのか、どうかといたしまして、その部署はなくなるということになると思っております。

○議長(葛城昌俊君):張間議員。

○3番(張間裕子君):はい、議長。ありがとうございます。最後に、小中一貫になってから今時点で2年半が経ちます。廃校舎を管理するにあたっては年間約500万円の経費がかかっています。村長のおっしゃる民間活用も検討委員会でも意見が出ましたが期限を決めていただきまして、できない時には解体するという選択肢も視野に入れていただくことも必要なのではないかと思います。本来であれば御杖中学校を改築し、小中一貫校の新校舎とすることを決定した令和元年4月、その時から検討委員会を立ち上げるべきでしたし、どちらにしましても、先延ばしにすればするほど村民の税金がかかってまいりますので、できるだけ早く決断をしていただきたくと切にお願い致します、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃるように、先延ばしにすればするほど経費がかかってまいります。そういった中では、早急な実施計画が必要ではないかと思っております。言われますように、小中一貫で中学校を利用すると決まった段階からすべきであったということでございます。私の方も事務的な文科省のホームページへの掲載だけで終わっているという部分もございます。そのあと色々と民間からの活用の提案も出たわけでございますけれども、村がどうぞ利用してくださいというような案件には至らなかったということで、少しは申し訳ないというように思っておりますけれども、おっしゃられますようにいつまでもただらだらというわけにはいかないということで肝に銘じて進めたいと思っております。よろしく申し上げます。

張間議員「配食サービス食の自立支援事業について」

○議長(葛城昌俊君):次の一般質問を許可いたします。3番張間議員。

○3番(張間裕子君):はい、議長。

○議長(葛城昌俊君):3番張間議員。

○3番(張間裕子君):3番、張間。

○3番(張間裕子君):次の質問をさせていただきます。配食サービス食の自立支援事業について、村長に伺います。現在、本村の人口は約1400人、内65歳以上の一人暮らしの方が198名、65歳以上の夫婦の世帯が173世帯いらっしゃいます。最近のことなのですが、高齢の一人暮らし女性の方の調子が気になり、村内のサポーターさんが見守りもしていたのですが亡くなられてしまったという事例がありました。一人暮らしですので、家族のサポートがあったものの、食事をあまり食

べていない様子だったそうです。本村における配食サービスを利用できる方は、村内に住所のある65歳以上の独居高齢者または高齢者世帯で、現在の利用人数は7名とのこと。年をとれば当然、食事を作ることが苦になってくるので、食事をとる回数が減り、温めるだけのレトルトが増え、栄養のバランスもくずれてしまいます。利用できる枠を広げ、気軽に利用できる体制づくりを進めていただきたい。その為に、料理を作る人、配食する人の人材確保として会計年度任用職員の採用や、むらおこし協力隊の受け入れを実施し、しっかりとした制度づくりが必要ではないでしょうか。村長が掲げる、子どもからお年寄りまで安心して住み続けられる村づくりを維持していくために、見守りの組織体制が必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただいまの、張間議員の質問の中で、高齢者の一人暮らし女性が亡くなられてしまったという件についてでございますが、この方は、令和6年1月にお亡くなりになりましたが、今回の件については、保健福祉課、社会福祉協議会、生活支援サポーターが、必要な支援を行った上での結果であり、亡くなった状況で発見される孤独死でなく、お亡くなりになる少し前から、生活支援サポーターの見守りの回数を増やすなどの対応を行っていたため、倒れている状況で発見をすることができ、結果的に、お亡くなりにはなりましたが、救急搬送まで行えたことは、行政として、できる限りのことは行っていたと考えているところでございます。質問のありました、配食サービスを利用できる方の枠を広げ、気軽に利用できる体制づくりについてですが、現在行っています配食サービス事業の対象者は、村内に住所を有し、居住する者で、傷病等の理由により調理が困難で栄養改善が必要な単身高齢者及び高齢者世帯またはこれに準ずる世帯の者で、おおむね65歳以上の者となっております。事業の目的は、当該高齢者の自立の支援、生活の質の向上及び社会的孤立の防止を目的とし、食事を宅配の方法により提供し、併せて対象者の安否を確認し、必要に応じて関係機関へ連絡するものとなっております。本事業の申請があった際は、基本チェックリストによる状況確認を行い、調理が困難である、栄養改善が必要である等、事業対象者に該当する方を対象者として、配食サービスを実施しており、栄養改善が必要な高齢者で配食を希望されている方への配食サービスは達成できているものと考えております。次に、料理を作る人、配食される人の人材確保として会計年度任用職員の採用や、むらおこし協力隊の受け入れを実施してとのことですが、現在行っています配食サービスでは、令和5年4月以降、事業者について、新たに高齢者福祉施設であります、ケアハウスみつえ秀華苑を運営する社会福祉法人清光会と多機能型事業所第2サンライズを運営する社会福祉法人天王福社会と契約を行っており、提供体制についての問題はないかと考えております。また、配達員につきましても、従来より配達員不足があったため、今年度通常の生活支援サポーターの募集ではなく、生活支援サポーターの配達員をしてくれそうな村民に対して、直接声掛けを行い5名の配達員の追加ができ、配達員不足も解消されているところでございます。最後に、見守り組織体制につきましては、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加等により、高齢者を地域で見守る重要性が高まっております。現在、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に、民生児童委員や生活支援サポーターによる見守りや、また、ALSOK安心ケアサポートを活用しながら、緊急通報サービス、健康相談、特定保健指導、在宅医療機器サポート等、24時間365日専門スタッフによるサービスの提供

を行っているところでございます。また、地域見守り活動につきましては、協定を締結している奈良県農業協同組合、大和信用金庫、大和榛原郵便局、御杖郵便局、老人クラブ、そのほか一部民間業者と連携をして、密な声かけ・見守りを実施しているところでございます。ご理解の程、よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):張間議員。

○3番(張間裕子君):はい、議長。丁寧な説明ありがとうございました。ここで先月、視察研修をしてまいりました川上村の例をあげさせていただきます。川上村には村民の日々の暮らしを支える活動を行う一般社団法人かわかみらいふという組織があります。村に商店が一軒も無くなってしまったことから始まった買い物支援は、移動販売をしながら見守りもし、看護師や歯科衛生士が乗り合わせ、健康チェックもしています。村に住む若い人は車に乗って、村外へ買い物に行くことが出来ますが、積極的に移動販売を利用しており、その理由は自分たちが高齢者になった時にも、この移動販売が続いてほしいので、未来への投資ということをしているとのことでした。今、お伺いしましたサポーターさんの配食サービスに対する確保であったり、充実しつつあるとのことでしたけれども、それに加え高齢者が中心となる配食サービスですけれども、出産後の若いお母さん方、出産後はいろいろと育児に追われますので、バランスの取れた食事も難しくなってきます。そういった方も利用していただけるような仕組みになれば、幅広い層において住み続けたいと思う村になるかと思えます。売る上げ追求というのではなくて、必要とされている方のために、できれば地元の農家さんや直売所などと提携をして、村内で作られたお野菜を使って食を通した暮らしのサポートができる体制ができればと思えますので、そういった方面も考えていただけていただければと思えます。これで、質問は終わらせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ありがとうございます。かわかみらいふにつきまして、私も聞かせていただいています。村内で小売業をされている方が一軒もなくなった状況でもあります。少しうちの場合と違う部分があるかと思えますが、いずれにしましても、特に困っておられる方、高齢者の方、買い物などに不自由されるという問題は起こってはならないということもでございます。議員の質問のとおり、今後いろいろと検討を加えていかなければならないと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

山岡議員「森林環境整備について」

○議長(葛城昌俊君):最後に、7番山岡議員の一般質問を許可いたします。

○7番(山岡隆良君):議長、7番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○7番(山岡隆良君):それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。今年1月1日に発生しました能登半島大地震による災害を鑑みて本村の森林行政について、質問と提案をさせていただきます。令和6年から森林環境税が国民一人当たり年間、1,000円の税が徴収されますが、これは、森林整備に関しての用途限定でのお金となります。もうすでに令和元年度から森林環境譲与税という形で村の方にも交付金が下りてきております。この交付金は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保・木材利用の促進や普及活動等の森林整備及びその促進

に関する費用に充てなければならぬとされており、本村では間伐促進事業・施業放置林整備事業・森林環境整備事業等を予算化し計画を組まれています。しかし、新しい森林管理制度の概要の流れでは、森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が意向調査を実施し、市町村が森林の経営委託を受ける、経営管理に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村自らが管理を実施することとなり、本村では意向調査を含めてこのような流れの基、森林環境整備を行うということができていないように考えます。そこで、森林所有者への森林管理についての意向調査を次年度からでも実施し、森林所有者が森林の経営管理ができない場合に、村が森林管理の委託を受け、森林組合や民間業者の力を借りて適正な森林保育の推進につながるような仕組みの構築と活動はできないでしょうか。村長の考えをお聞かせ下さい。この後は、自席からのやり取りとさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):山岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。平成31年4月に施行されました森林経営管理法に基づく森林経営管理制度は、議員のご質問にもありましたように、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷により森林経営や間伐等、適切な管理が行われていない森林に対し、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ仕組みを構築することで、将来にわたり森林管理を安定かつ、確実に行っていく制度でございます。この制度において市町村が行う森林所有者に対する意向調査については、保有する森林を今後も自身で管理していくのか、または森林経営管理制度に基づき市町村にその管理をゆだねるのか森林所有者の意向を確認するものですが、本村においては実施には至っておりません。しかしながら、既存の施業放置林整備マネージャー事業により、村から委託された村森林組合が長期間にわたり間伐等の手入れがされていない森林を調査し、その所有者に今後の管理について意向を確認した上で、自身で管理ができない場合は、所有者に代わり村が間伐を行う施業放置林整備事業を紹介するなど放置林解消に向けた取り組みを進めております。施業放置林整備事業については、土砂災害の防止や水源涵養など森林がもつ多面的機能の発揮を目的に、適切な森林管理ができない所有者に代わり村が間伐を行うもので、その財源は、森林環境譲与税を充当しております。間伐率は40%と通常の間伐よりも多く伐採することで、当面の間、手入れをしなくても森林環境を保つことができます。議員ご指摘のとおり、森林経営管理制度に基づき全ての森林所有者を対象とした意向調査については、将来にわたり安定的に森林管理を行う上で、必要なこととは認識しておりますが、村内には未だ放置林が相当数存在しており、約2,600ヘクタールございます。さらには森林の荒廃が土砂災害の要因のひとつとなっていることも踏まえ、当面の間は、適切な森林管理が行われてない所有者に直接的に働きかけ放置林の早期解消を最優先に取り組んでいきたいと考えているところでございます。よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○7番(山岡隆良君):どうも、丁寧な説明ありがとうございました。能登半島大震災を鑑みたとき、この森林をなんとかしなければいけないということで、今回このような質問をさせていただきました。杖村の90何パーセントが森林ということで、総面積7,000ヘクタールぐらいあると思いますけれども、数十年前に多くの先代の人たちが苦勞して残してくれた森林資源をこれからも大切に管理し、

後世に大きな村の財産として残していかなければならないのも我々の務めじゃないのかなというように考えます。この森林の持つ多面的な機能を維持し、安心・安全、快適な村づくりを進めるうえで非常に重要なことと捉え、これからも限られた予算をうまく執行していただいて災害のない村づくりということで、優先順位を付けて事業の推進をお願いしたいということでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で自分の質問はこれで終わらせていただきます。今後もこの森林管理については、非常に多くの問題があつて難しい部分が多々あると思ひますので、全員協議会とかその他の会議の中で、村と一緒にいい案を出しながら森林整備、森林保育につながるような活動にもつていきたいと思ひますので、今後もよろしくお願ひしたいと、お願ひ申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):はい。議員ありがとうございます。特に、問題になってくるのは放置林もそうなのですが、放置林になるようなところについては、所有者の確認、土地の境界確認ということが大変問題となってきます。そうしたことも含めながら、今後色々ご協議をさせていただこうと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(葛城昌俊君):これで、一般質問を終わります。

◎休憩(午前11時08分)

○議長(葛城昌俊君):ここで暫時休憩を行います。再会は午前11時15分といたしますので、よろしくお願ひします。

◎再会(午前11時15分)

○議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5承認第1号専決処分の承認を求めることについて、御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月1日から戸籍制度の一部が変更となることから、御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分をおこないましたので、報告し承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、住

民生活課長より、ご説明申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。戸籍法の一部を改正する法律の一部が改正され、令和6年3月1日より施行されることに伴い、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行制度が設けられるなど戸籍制度について所要の整備が行われることにより、御杖村手数料徴収条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月1日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改める等の文言修正や広域交付に係る手数料を従来の窓口手数料と同額の戸籍については1通につき450円、除籍は750円と定めること。また、電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、徴収する手数料として、戸籍に係る発行手数料は、1件につき400円、除籍に係る発行手数料は、700円と定めること。戸籍の届書の画像を電子化し、届書等の情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして、同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料を1通につき350円と定めるものでございます。以上、ご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第5、承認第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、御杖村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第8号))

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに1054万4千円を追加

し、補正後の総額を29億7144万9千円とするものです。主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割課税のみの課税世帯及び子育て世帯加算分の給付金支給にかかる費用を追加するものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る1月9日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長のご報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の 制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、村長部局における組織及び事務分掌について細かく規定をしているものですが、臨時又は特別な事務が発生した場合は、弾力的な運営が出来ない内容となっております。このことから、各課の事務分掌を簡潔にし、また組織及び事務分掌について弾力的な運用を可能とする規定を追加するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

○議長(葛城昌俊君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):2番寺前。この中で、総務課の事務分掌は、次のとおりとする。一番に、総合企画及び調整に関することというのは、旧小学校跡地の問題とかそういうのも関係している役割の部署になってくるのでしょうか。関係ないのでしょうか。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):今回考えていますのは、張間議員の質問にもございましたように、小学校跡地をどうしていくのかという中で、特に小学校跡地の利活用、それから村内交通の再構築、そういうことを主にしていただく部署を考えているということで申し上げます。

○2番(寺前伊平君):はい、解りました。

○議長(葛城昌俊君):これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、選挙管理委員会委員の報酬及び各委員会委員の日額報酬について、報酬額の改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例のせいでいについても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第3号・御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9・議案第3号・御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年度よりパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給を規定するため、改正を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明いたします。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議案第3号の改正内容についてご説明申し上げます。1行目ですが、題名をパートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めます。第1条の条例の趣旨に、勤勉手当を追加し、必要な事項を定めるものとします。第3条第5項にパートタイム会計年度任用職員の支給する報酬として、勤勉手当を追加いたします。第7条第1項第2項の100分の122.5に改めますのは、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を改めるものでございます。第7条の次に第7条の2として勤勉手当支給に関して規定を定めるものです。年間支給月数は、期末手当、勤勉手当とも一般職同様の支給率でございます。第8条第5項では、支払方法の規定、第11条では、村長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬の規定、第14条につきましては、休職中のパートタイム会計年度任用職員に支給しない規定それぞれにつきまして、勤勉手当を追加するものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日からとしています。以上が改正内容となっております。ご審議よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9・議案第3号・御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和

6年度より、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給するため、条例中の勤勉手当を支給する育児休業中の職員の規定について、改正を行うものでございます。詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議案第4号の改正内容についてご説明申し上げます。第7条第2項におきまして、育児休業をしている職員の勤務した期間がある職員に勤勉手当を支給する規定があり、この規定からパートタイム会計年度任用職員を除くとしておりました規定を削るものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日からとしています。以上が改正内容となっております。ご審議よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11、議案第5号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、主には消防団員の処遇を改善するため消防庁の通達に基づく出動報酬額の引き上げを行うため、改正を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明いたします。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議案第5号の改正内容についてご説明申し上げます。第1条の改正は、消防組織法の規定によるものに改めます。第3条中、90人を70人に改めますのは、消防団員の定数を実情に合わせて変更するものです。第2条として消防団の名称と区域を規定します。下段の別表第1をご覧ください。消防団員の年額報酬について、別に定めるところにより支給するとして別

に定めて報酬の支給を行っていましたが、別表1のとおり規定いたします。次ページをご覧ください。別表2の出動報酬額についてですが、消防団員の処遇を改善するため消防庁の通達に基づく出動報酬額8,000円を規定いたします。また、特別な訓練は4,000円とし、備考にありますとおり出動時間が4時間未満のときは、それぞれ2分の1とします。なお、条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用となります。また本条例の改正に伴い、消防団員の勤務手当に関する条例は廃止致します。以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第5号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12、議案第6号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年4月1日より施行されることに伴い、改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(葛城昌俊君):今井総務課長。

○総務課長(今井智):議案第6号の改正内容についてご説明申し上げます。第1条及び第2条は文言の修正でございます。第5条第2項第2号中の補償基礎額の最低額を、8,800円から9,100円に改めます。別表の補償基礎額表につきましては、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ段階的に引き上げました額に改めます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日からとしています。以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第6号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第13、議案第7号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、令和6年度からの奈良県内国民健康保険税統一化に伴う、国民健康保険税率等の改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君): 議案第7号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。平成30年度から国民健康保険の県単位化が開始され、奈良県においては令和6年度から、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険税が同じとなるように県内保険料水準の統一化を決定し、これまで段階的な税率等の見直しが進められて参りました。令和6年度を迎えるにあたり、奈良県の統一保険税率等が決定されましたので、本村の国民健康保険税率等を改正するものでございます。税率等の改正内容ですが、医療保険分の所得割が6.5%から7.64%、均等割額が2万3,000円から2万7,600円、平等割額が1万7,000円から2万円に改正され、後期高齢者支援金分の所得割が2.5%から3.27%、均等割額が7,000円から1万1,500円、平等割額6,000円から8,400円に改正され、介護納付金分は所得割が2.5%から3.03%、均等割額が1万3,000円から1万6,900円に改正されることとなります。条例の改正内容としましては、このほかにも税率等の改正に伴い、低所得者への軽減制度に対する金額の反映を行っております。以上、ご審議、よろしく願います。

○議長(葛城昌俊君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論

はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第7号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号御杖村子ども医療費助成条例等の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第14、議案第8号御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、福祉医療制度について、令和6年8月診療分より県内の全ての市町村で現物給付方式の対象者を18歳まで拡大することに伴う改正を行うものでございます。詳細については、住民生活課長よりご説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第8号御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。奈良県の全ての市町村において令和5年度から子ども医療費助成の対象を18歳までに対象を拡大しております。令和6年8月診療分からは18歳までの子どもの助成方法が現物給付方式に変わります。そのことにより、奈良県内の医療機関であれば、窓口での支払いがなくなります。本条例改正は、これまでの現物給付方式による助成方法の対象者について未就学児としていたものを18歳までに対象拡大する改正となっております。また、第2条ではひとり親家庭医療費助成制度について、第3条では心身障害者医療費助成制度について、子ども医療費助成制度と同様に18歳までの子どもについては、現物給付方式による助成方法を行う旨の改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第8号御杖村子ども

も医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号・御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第15、議案第9号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の公布に伴い、改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保険福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(葛城昌俊君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議案第9号について、説明をさせていただきます。提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律への整備に関する法律、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令に公布に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案をするものです。改正は、5点ございます。まず、1つ目は、第15条第1項第2項について、「厚生労働省からこども家庭庁へに所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により厚生労働大臣が行う権限及び厚生労働省が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改めるものです。2つ目は、第23条について、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。3つ目は、第35条第3項について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることを受けて、条項表記を改正するものです。4つ目は、第36条第3項について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることを受けて、条項表記を改正するものです。5つ目は、第44条について、厚生労働省からこども家庭庁へに所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により厚生労働大臣が行う権限及び厚生労働省が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改めるものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第15、議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第15・議案第9号・御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第16、議案第10号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、厚生労働省からこども家庭庁へ所掌事務が移管されることに伴う改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君): 議案第10号について、説明をさせていただきます。提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律への整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案をするものです。改正は1点でございます。第25条について、厚生労働省からこども家庭庁へに所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により厚生労働大臣が行う権限及び厚生労働省が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める」ものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第16、議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第16・議案第10号・御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号御杖村介護保険条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第17、議案第11号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の内容に伴い、介護保険料の改正が必要となることから、改正を行うものでございます。介護保険料につきましては、基準月額を1,300円の減とするものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(葛城昌俊君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議案第11号について、説明をさせていただきます。提案理由は、2点ございます。1つ目は、保険料の改正について、介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期介護保険計画に基づき介護保険料を改定に関する条例の改正を行うもの及び、国の介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、介護保険の第1号保険料の多段階化、現在の標準9段階から標準13段階への見直しが行われたことにより、条例改正を行うものです。この、多段階化は、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的として、見直しが行われました。提案理由の2つ目は、国が示す介護保険施行令に基づき、規定の整備を行うものです。改正は、2点ございます。一つ目の改正は、基準月額である第5段階の金額が、7,300円から6,000円となり、月額1,300円の減額となっています。各所得段階ごとの金額については、順に、年額で、第1段階が、43,800円を、32,760円に、第2段階が、65,700円を、49,320円に、第3段階が、65,700円を、49,680円に、第4段階が、78,840円を、64,800円に、第5段階が、87,600円を、72,000円に、第6段階が、105,120円を、86,400円に、第7段階が、113,880円を、93,600円に、第8段階が、131,400円を、108,000円に、第9段階が、148,920円を、122,400円に改め、新たに、第10段階を、136,800円、第11段階を、151,200円、第12段階を、165,600円、第13段階を、172,800円とするものです。第1段階から第3段階の低所得の方については、公費による負担軽減があり、その負担軽減率の見直しも行われるため、第1段階が、26,280円を、20,520円に、第2段階が、43,800円を、34,920円に、第3段階が、61,320円を、49,320円とするものです。改正の2つ目は、第9条、第10条、第14条、第15条、第16条、第17条について、国が示す介護保険施行令の規定に基づき、それぞれ、規定の整備を行うものです。以上、ご審議、よろしく

お願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第17、議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17、議案第11号御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する 省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第18、議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、申請や届出の方法について、新たな情報通信技術の導入・活用を円滑に対応できるように改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長から説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(葛城昌俊君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議案第12号について、説明をさせていただきます。提案理由は、今回、国が定める介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関係法令について、所要の改正を行うものです。現行法令上、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化を妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるようにするためのものです。まず、第1条の御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について、この条例は、介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものです。次に、第2条の御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、この条例は、介護保険法第78条の2第4項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関し、必要な事項を定めるとともに、法78条

の2の2第1項並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、共生型地域密着型サービス事業者の特例に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。次に、第3条の御杖村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、この条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法第115条の14第1項の基準及び員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。次に、第4条の御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、この条例は、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものです。以上の4条例について、国が示す介護保険施行規則の規定に基づき、それぞれ、規定の整備を行うものです。以上、ご審議、よろしく願います。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第18、議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18、議案第12号介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第19、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、三季館の利用料金について、物価高騰により仕入れ値が増加しており、利用料金上限額の引き上げを行い売り上げの増加を図るため、改正を行うものでございます。よろしく願います。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第20、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖村大字神末敷津地内に建築しておりました若者単身者用集合住宅が、本年2月に完成しましたので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎休憩(午後12時09分)

○議長(葛城昌俊君):ここで暫時休憩といたします。再会は午後1時30分としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎再会(午後1時30分)

○議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君): 日程第21、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、若者単身者用集合住宅の完成に伴い、本条例中の入居要件の若者単身者を削除する改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君): ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 異議なしと認めます。したがって、日程第21、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正
する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第22、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、入居資格要件及び既存の公営住宅法施行規則の引用条文について条ずれの引用箇所の改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君): ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 異議なしと認めます。したがって、日程第22、議案第16号御杖村営住宅管理

条例の一部を改正する条例の制定についてもむらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号奈良広域水質検査センター組合規約の 変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第23、議案第17号奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和6年4月1日より、水道法による権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管することに伴う規約の変更でございます。詳細につきましては、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第17号奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、説明させていただきます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質または衛生に関する事務については、厚生労働省から環境省へ移管され、水道整備・管理行政であって水質または衛生に関する事務以外の事務については、厚生労働省から国土交通省に移管されることになります。その事による、奈良広域水質検査センター組合規約の文言修正でございまして、厚生労働省を国土交通省に変更するものでございます。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第23、議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第23、議案第17号奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第24、議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算第9号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ7,101万5千円を減額し、補正後の総額を29億43万4千円とするものです。主な減額の内容は、事業等における請負差等により発生する不用額となっており、また増額は、収支見込みによる余剰金を基金積立するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算第9号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第25、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれ896万1千円を増額し、補正後の総額を2億8,209万6千円とするものです。内容は、診療施設勘定への繰入金増額となっております。診療施設勘定は、事業勘定からの繰入金の増額に伴い、歳入予算の調整を行ったもので、合計としての増減はございません。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第26・議案第20号、令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,702万3千円を減額し、補正後の総額を4億7,474万2千円とするものでございます。主な内容は、介護サービス給付費の減額と、介護給付費準備基金積立の増額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎令和6年度施政方針 [伊藤村長]

- 議長(葛城昌俊君):次の日程第27、議案第21号から日程第31、議案第25号までは、令和6年度の一般会計予算及び特別会計予算並びに事業会計予算の議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしく申し上げます。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):令和6年3月定例会において、新年度の各会計予算案をはじめ、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政運営における私の所信と主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。はじめに、昨年11月の村長選挙において、議員各位並びに村民の皆様から多くのご支援・ご支持をいただき、3期目の村長の任に就くこととなりました。今後の村政運営につきましては、昨年12月議会で所信を表明したところでございますが、すべての村民が快適に暮らせるよう、引き続き長期総合計画に基づきながらも、社会情勢の変化や村民のニーズに寄り添った施策を講じてまいりたいと思います。さて、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあっ

て、緩やかな回復が続くことが期待されるところです。世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、イスラエル・パレスチナ情勢など、予断を許さない状況が続いております。今や世界経済は、私たちの生活に密接に関連しており、サプライチェーンの混乱、エネルギー問題や物価高騰など国民の生活や経済活動へ影響を長期化させています。令和6年度の予算編成を行うにあたり、その方針についてご説明申し上げます。本村の財政は、歳入面では地方交付税が歳入の約半分を占めており、脆弱な財政構造となっております。令和6年度の地方交付税は、過疎債元利償還金の増加やこども子育て費が創設されるなど増額の要素もありますが、算定の基礎となるこどもの人数が少ないため、その影響は限られ、地方交付税への依存度が高い本村にとっては厳しい財政状況となることが予想されます。歳出面では、安心・快適な御杖村を目指し、創造・育成・環境のみつつの杖で、人生における縁・都市と農村の縁など、様々な縁を結び、これまでの安心安全な村づくりは継続しつつ、子どもから高齢者まで、すべての村民が快適で幸せに暮らすことができるよう安心・快適な村づくりに挑戦して行くため、限られた財源を有効に活用しながら、徹底的に無駄をなくした歳出予算要求に努めつつ、創意工夫を凝らした予算編成に取り組むものとしします。それでは、令和6年度の予算概要についてご説明申し上げます。令和6年度一般会計の予算規模は、25億7,300万円、令和5年度当初予算に対して6.9%(1億9,100万円)の減額となりました。一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、33億6,409万5千円で、令和5年度当初予算と比較して6.0%(2億1,623万円)の減額となります。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明申し上げます。地域資源を活かした産業の振興についてであります。農業従事者の高齢化が進行するなか、耕作放棄地の増加対策や担い手の確保が、極めて重要な課題となっております。こうしたことから、村単独の個別所得補償や中山間集落支援、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策を引き続き行います。さらに、新規就農者支援策を継続するとともに、農家の経営基盤強化に向け効率化・省力化を図るためのスマート農業導入支援に取り組んでまいります。林業をめぐる環境は、外材の輸入増加による国産材価格の低下により、担い手の減少と山林の荒廃が続いており、極めて重要な課題となっております。山林は、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。引き続き、施業放置林の適正な管理に努め、必要な間伐をはじめ林業経営支援や材の生産促進、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策を進めるとともに、本格稼働しました温泉の薪ボイラーによる間伐材の有効活用により、村内林業の活性化を推進します。みつえ温泉、体験交流館などの観光施設の設備改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度を高めるため、取り組んでまいります。さらに、旅行村の魅力をアップさせるリニューアル事業を進めてまいります。観光交流促進関連のイベント事業は、引き続き本村の魅力のPRを行い、関係交流人口の拡大に努めて行きたいと思っております。地域ぐるみの学び・育ちの推進についてであります。子育てにかかる経済的負担の軽減については、医療費助成・保育料や給食費の無償化・予防接種費用の助成等、他の自治体に引けを取らない施策を展開してきましたが、更なる充実を図るため、小中学生の修学旅行費用の支給拡大を行い、子育て支援の充実に取り組めます。村民が、幸せで快適に暮らすためには、健康の維持・増進は、最も重要なことと考えます。引き続き検診や予防接種の事業に取り組むとともに、新たに带状疱疹ワクチン予防接種助成を行い、村民の健康維持に努めてまいります。高齢者の方が、住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるようなむらづくりのため、本村の高齢者支援・地域福祉の拠点となりますケアハウス施設の設備改修や保健福祉医療総合センターの改修を行い、多くの利用者が、快適に施設を

利用できるよう取り組みます。安全で快適な暮らしの保障についてであります。安心・安全で快適な道路環境維持のため、舗装補修、道路の法面对策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。簡易水道の整備については、年次計画的に配水管路布設替えを行ってまいります。異常気象の原因とされております地球温暖化の対策として、世界的な脱炭素の取組が加速するなか、地方公共団体においても地球温暖化対策の取り組みが求められております。本村においても地球温暖化対策実行計画の策定を行い、脱炭素の取り組みを進めてまいります。人口減少を抑制し、活力ある地域を維持していくために、本村に移住者を呼び込む移住定住環境の整備は重要であります。こうしたことから空き家バンク制度による情報提供や空き家改修補助など移住者への住まいの確保に向けた支援の取り組みを、引き続き進めてまいります。救急防災対策の推進として、ドクターヘリポートの増設、地域防災計画や防災マニュアルの改訂を行い、村民が安心して暮らせるむらづくりの取り組みを進めてまいります。また、地域防犯の推進として、各大字の主要道路に防犯カメラの設置を行います。関係機関と連携し、安心・安全なむらづくりを進めます。以上、令和6年度に向けた私の施政方針と、予算案の概要につきまして申し上げさせていただきましたが、当面の3つの大きな課題として、地域公共交通の再構築、伊勢本街道の保存活用、旧小学校の利活用につきまして、積極的に取り組み、議会をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をいただき、安心・快適な村づくりを進めてまいりたいと思います。

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございました。

◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):それでは、日程第27、議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ25億7,300万円とするものでございます。前年度と比べ、1億9,100万円、6.9%の減額となっております。概要につきましては、副村長より説明申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):それでは、令和6年度御杖村一般会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。先程の資料、村長の施政方針ところがございます、説明要旨及び説明資料の中の、6ページをご覧ください。この表につきましては、令和6年度の本村全会計の予算案総括表となっております。区分、一般会計の欄をご覧ください。予算総額25億7,300万円で、前年度に比べまして1億9,100万円、6.9%の減額となります。7ページをご覧ください。この表につきましては、一般会計の歳入の款の区分ごとに記載しているものでございます。それでは、款の区分で金額の大きい順、すなわち構成比率が高い順に、区分ごとに令和6年度の予算額、構成比、比較増減額、増減率について申し上げます。まず、10の地方交付税、13億7,400万円、構成比53.4%です。令和5年度と比べまして、8,800万円、6.8%の増を見込んでおります。この地方交付税は、全

ての地方公共団体が一定の行政サービスを同様に提供できるようにするため、国から交付されるものがございます。次に、一番下です。21の村債です。4億1,080万円、構成比16.0%、昨年度と比べ2億5,080万円、37.9%の減となります。村債は、多額の費用がかかる事業を行う場合に、その財源として国や銀行などから長期にわたり借り入れるものがございます。本村では過疎対策事業債が中心となります。次に、14の国庫支出金、1億9,241万9千円、構成比7.5%、5,354万6千円、21.8%の減となっています。国庫支出金は、村が行う特定の事業に対しまして国から交付されるもので、事業の性質に応じて負担金、補助金、委託金の3種類に分かれることとなります。次に、18の繰入金、1億6,486万3千円、構成比6.4%、1,102万8千円、7.2%の増となっております。繰入金は、不足財源の穴埋めや特定の目的に充当するために基金を取り崩して歳入予算に組み込むものがございます。次に、15の県支出金、1億1,864万7千円、構成比4.6%、251万7千円、2.2%の増額です。国庫支出金と同様に、県から特定の事業に対して交付されるもので、負担金、補助金、委託金というふうに同様に分類されます。次に、一番上でございます。1の村税、1億581万5千円、構成比4.1%、421万2千円、3.8%の減となっています。地方税法に基づきまして、所得や資産に応じて村に納めていただく税金のことで、本村では、村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税となります。次に、2の地方譲与税7,304万4千円、構成比2.8%、1,361万4千円、22.9%の増となっています。国や県が徴収いたしました税金の一部を市町村に配分するもので、主なものとして自動車重量譲与税や森林環境譲与税などがございます。今申し上げました以上の7つの合計で、構成比が94.8%となります。本村の歳入をほぼ占めておるものがございます。この表の右端の方に説明番号を付けております。この説明番号に応じて、8ページから11ページにおきまして、増減の要因について記載しております。それでは、8ページをご覧ください。一般会計歳入予算の対前年度増減要因につきまして記載しておるものがございます。数値につきましては、増減額を記載しておりまして、カッコ書きは令和6年度予算の金額となっております。主な増減についてご説明申し上げます。説明番号①、村税、内訳の固定資産税90万円の減につきましては、宅地の評価変動によるものがございます。村民税317万6千円の減につきましては、定額減税の実施が主なものとなっております。番号②、地方譲与税でございますが、森林環境譲与税1,145万1千円の増は、令和6年度から国税として森林環境税の徴収が開始されることとなります。森林面積等に応じまして、以前より多く分配されることとなりますので増額しておるものがございます。自動車重量譲与税278万9千円の増と地方揮発油譲与税の62万6千円の減は、直近3年の増減率を反映させたものがございます。なお、森林環境譲与税は交付される全額を森林整備等に関する事業に充てることとされております。充当した事業については、この資料の最終ページの方で森林環境譲与税を財源とした事業というところで記載をしております。ちなみに33ページということになります。戻っていただきまして、④番の番号④、環境性能割交付金299万2千円の増は、伸び率を反映させ見込んだものがございます。番号⑤でございますが、地方特例交付金461万円の増額は、定額減税の実施に伴い村民税が減収となる見込みでございますが、その補填として国から交付されるものがございます。番号⑥、地方交付税です。歳入予算の53.4%を占める地方交付税は、8,800万円の増額を見込んでおります。これは普通交付税について、基準財政需要額のうち過疎対策事業債の元利償還額が前年度より大幅に増額となるのが大きな要因でございます。次9ページ方でございます。番号⑦、分担金及び負担金、内訳の老人保護措置費負担金45万5千円の増につきましては、養護老人ホームの措置入所者から収入に応じて徴収する個人の負担金というものがございます。番号⑧、使用料及び手数料の408万

5千円の増につきましては、内訳の方の公営住宅使用料389万5千円の増が主な理由でございます。新しく単身者用集合住宅ができましたので、その使用料収入を見込んだものでございます。番号⑨、国庫支出金です。総額で5,354万6千円の減額となっておりますが、増額の主なものは、デジタル基盤改革支援補助金1,095万6千円、その下地球温暖化対策推進事業補助金749万1千円、美しい森林づくり基盤整備交付金事業478万8千円などでございます。それぞれ事業開始や事業量が増えたことなどの理由で増額となっております。対しまして、減額の主なものは、下から橋梁長寿命化修繕補修事業補助金、事業量の減によりまして、3,019万8千円の減、保育所等整備交付金1,559万1千円は事業の完了により減でございます。防災安全交付金事業1,079万5千円につきましては、事業量の減となります。国庫支出金の総額では全体としては減額となるものでございます。ページめくっていただきまして、10ページをご覧ください。番号⑩でございます。県支出金につきましては、総額で251万7千円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、事業量増による地籍事業費負担金720万3千円、教育業務支援員配置促進事業費補助金の96万円などがあげられます。一方、主な減額要因につきましては、事業完了によります知事、県議会議員選挙委託金の209万7千円、事業縮小によりまして農業振興費補助金の153万4千円、施設型給付費県費負担金の140万8千円などが主な減額となっております。番号⑪でございます。財産収入は、561万5千円の減額で、主な理由につきましては、プレミアム商品券売払収入700万円の減でございまして、昨年度拡大した分を平年ベースに戻すものでございます。番号⑬でございます、失礼しました番号⑫寄付金でございます。76万円の増額につきましては、ふるさと納税の寄付金を100万円増額とする目標を設定したものでございます。番号⑬、繰入金1,102万8千円の増額につきましては、歳入不足を補うための財政調整金繰入が4,984万5千円の増額、施設の整備等の財源とするための公共施設整備基金繰入が3,020万円の減額としております。右側11ページをご覧ください。一つ飛ばしまして、説明番号⑮村債は令和5年度の大型事業等の終了によりまして、2億5,080万円の減額となります。歳入の概要は以上でございます。次に歳出について説明をさせていただきます。12ページ、令和6年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。この表につきましては、議会費や総務費等、行政の目的別となっている歳出予算を、経済的性質を基準といたしまして横断的に見るために性質別に分類しなおしたものでございます。構成比の高いものを中心に説明をいたします。先ず、義務的経費の内、人件費は、5億2,007万7千円、構成比20.2%です。これは、特別職や議員、また職員の給料や共済費で、昨年度に比べ525万4千円、1.0%の増となっております。その下、扶助費は、1億5,214万8千円、構成比5.9%です。これは、高齢者や児童、障害者等に対して行っているさまざまな援助に要する経費で、605万2千円、4.1%の増となっております。その下、公債費は、2億8,015万8千円、構成比10.9%です。これは、事業の財源として過年度に借り入れた過疎対策債等の元利償還金で、5,519万5千円、24.5%の増となっております。次の、普通建設事業費につきましては、道路や橋梁、施設の整備や改造等に要する費用でございます。5億4,591万3千円、構成比21.2%、3億447万3千円、35.8%の減額となっております。その他の経費の欄でございますが、物件費は、4億6,226万9千円、構成比18.0%です。これは、需用費や役務費、委託費等の消費的経費の総称でございまして、9,594万2千円、26.2%の増となっております。一つ飛ばして、補助費等でございますが、3億9,969万4千円、構成比15.5%で、これは、各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金となっております。1,443万8千円、3.5%の減となっております。三つ飛ばしていただきまして、繰出金、1億6,700万1千円でございます。

構成比6.5%です。これは、一般会計から特別会計へ資金を移すもので、特別会計から見ますと繰入金ということになります。なお、簡易水道事業会計への繰出しは、公営企業会計を適用したことによりまして、性質としては補助費等に含まれることとなります。これにより3,546万6千円、17.5%の減となっております。歳出性質別の予算額で主なものは以上でございますが、前年度と比べて増減要因について13ページからご説明申し上げます。13ページ、説明番号①、人件費です。前年度に比べて525万4千円の増額となります。人件費欄の中程をご覧ください。増額の主なものは、会計年度任用職員以外の一般職の給与、職員手当の定期昇給等に伴うものが430万円、人勧改定分の583万円、会計年度任用職員によります報酬、給料、職員手当が490万3千円で、減額につきましては、一般職の人事異動、新規採用等で980万4千円の減となっております。説明番号②、扶助費は605万2千円の増額となります。増額の主のものは、老人保護措置が316万円、障害者自立支援介護給付が326万4千円でございます。減額の主なものにつきましては、扶助費の一番下、子ども医療費66万6千円などとなっています。ページめくっていただきまして、14ページ、説明番号③でございます。普通建設事業費は、3億447万3千円の減額となります。先ず、増額につきましては、保健センター外壁等改修の1億3,036万5千円、体験交流館塗装、空調工事2,799万円、青少年旅行村リニューアル事業2,673万円等が主なものとなっております。減額の主なものですが、下から見ていただきまして、単身者用集合住宅整備事業や桃俣地区公衆トイレ整備事業、また神末レクリエーション体育館耐震改修や中央集落センター改修事業が完了に伴い減額となっております。説明番号④、物件費でございます。物件費は、9,594万2千円の増額となります。増額の主なものは、ガバメントクラウド環境利用料5,361万3千円、標準化対応支援業務委託2,169万1千円、ガバメントクラウド環境構築業務委託2,394万7千円などでございます。減額の主のものとしましては、15ページに移りまして、物件費の一番下でございますが、PC購入費2,112万8千円、地域イントラサーバ機器更新等1,686万7千円などが主な減額となっております。説明番号⑤、補助費等でございます。補助費等は、1,443万8千円の減額となります。増額として主なものは、簡易水道事業会計への補助金2,007万7千円、温泉施設指定管理者補助金1,000万円となります。減額の主なものとしましては、ページめくっていただきまして16ページ、令和5年度におきましては大規模施設改修がございました宇陀衛生一部事務組合これの負担金が4,739万4千円、またプレミアム商品券発行事業拡大分1,050万円が減額の主なものということになります。説明番号⑥、繰出金は3,546万6千円の減額となります。先ず、増額となるものにつきましては、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計でございます。減額となるものにつきましては、簡易水道事業特別会計繰出金が補助費等で計上となったほか、介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療療養給付費負担金が減額ということになっております。以上、性質別の歳出で主な増減の内容の説明とさせていただきます。17ページにつきましては、目的別の歳出でございます。予算書の区分である款の区分によりご説明を申し上げます。主な区分の、6年度予算額、構成比、比較増減額、増減率について読み上げたいと思います。先ず、2番の総務費でございます。5億8,549万3千円、構成比22.8%、1億3,548万4千円、30.1%の増となっております。総務費は、庁舎の維持管理や全般的な事務、企画調整、財政財務管理に要する費用を計上しておるものでございます。増額の主な要因としましては、基幹系ネットワークシステムの運営と、各種ネットワークシステムの改修更新、自治体情報システムの標準化業務等で、いずれも国が進めておりますシステム標準化に係るものが大きなものとなっております。3番の民生費、6億6,679万7千円、構成比25.9%、1億222万8千円、18.1%の増でございます。民生費は、村民の一定水

準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費を計上しております。主な増額の要因は、保健センター外壁等改修工事、またケアハウスのエアコン更新工事や給湯器更新工事などを予定しております。4番衛生費は、1億3,765万2千円、構成比5.3%、4,930万円、26.4%の減額でございます。衛生費は、村民が健康で、衛生的な環境を保持するための経費が計上されております。主な減額の要因ですが、宇陀衛生一部事務組合負担金の減額が主なものとなっております。6番農林水産業費は、1億5,198万円、構成比5.9%、556万5千円、3.5%の減額となっております。農林水産業費は、生産基盤の整備や産業振興のための各種支援策を計上しております。農業経営基盤強化促進事業、県単独基盤整備促進事業等が減額となった一方、美しい森林づくり基盤整備事業補助金の増額、ビニールハウス設置補強支援事業の拡大を行っております。7番商工費、1億9,971万9千円、構成比7.8%、1,784万円、8.2%の減でございます。商工観光の振興経費や道の駅、温泉施設の維持管理を計上しております。減額の大きな要因につきましては、5年度の公衆トイレ整備が終わったこととプレミアム商品券事業の拡大分が終了したことが主なものでございます。8番土木費ですが、2億3,385万6千円、構成比9.1%、2億777万円、47.0%の減額でございます。土木費では、道路や橋梁、河川、公営住宅等の整備や維持管理等を計上しておりますが、減額となる要因は、単身者用集合住宅整備の完了や、橋梁長寿命化定期点検の事業減額が主なものとなります。9番消防費、1億2,239万6千円、構成比4.7%、704万4千円、5.4%の減でございます。ここでは、消防団の運営経費や、災害対策、広域消防組合の負担金を計上していますが、減額の主なものにつきましては、ドクターヘリポート整備事業を縮小して計上しておりますが、その差額が減額と大きな理由となっております。10番の教育費は、1億4,850万7千円、構成比5.8%、1億9,596万1千円、56.9%の減でございます。ここでは、学校教育、社会教育、社会体育の経費を計上していますが、大きく減額となったのは、神末レクリエーション体育館改修や中央集落センター改修等の大きな事業が5年度予算に計上されていたことによるものでございます。11番公債費でございます。2億8,015万8千円、構成比10.9%、5,519万5千円、24.5%の増でございます。ここでは、過年度に借り入れました過疎対策債等の元利返済を計上しております。近年の借入が増加していることに伴い、返済額が増となっております。款別の歳出で主なものの説明は、以上とさせていただきます。なお、この表の右端の方にも説明番号を記載しております。その番号に対応しまして、次の18ページから21ページでそれぞれの増減の内訳について詳しく記載しておりますので、また確認いただければと思います。また、資料22ページからは令和6年度予算案に計上させていただきました主な施策を記載しております。これにつきましては、全員協議会におきまして担当課長よりご説明を申し上げたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上、令和6年度一般会計予算案の概要についてご説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より概要説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長のご報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第21号令和6年度御杖村一

般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第28、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億7,721万6千円とするものでございます。前年度と比べ、697万2千円、2.6%の増額となっています。診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1億1,503万8千円とするものでございます。前年度と比べ、372万1千円、3.3%の増額となっています。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第28、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算 の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第29、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,630万8千円とするものでございます。前年度と比べ7,399万円、16.8%の減額となっています。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第29、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第30、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,276万9千円とするものでございます。前年度と比べ886万5千円、20.2%の増額となっています。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第30、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第31、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、第2条におきまして令和6年度の業務予定量としまして、総給水戸数870戸、年間総給水量を167,220㎡を予定してございます。第3条におきまして、収益的収入額は8,014万5千円、及び収益的支出額を7,227万6千円と予定するものでございます。第4条におきまして、資本的収入額を5,119万5千円、資本的支出額を7,198万6千円と予定するものでございます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第31、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき 意見を求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいています岡田法頭氏が令和6年6月30日で任期満了となります。人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、後任候補者の推薦手続をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。岡田氏は、平成8年から9期にわたり、ご多忙にもかかわらず人権思想の普及と人権の擁護に努められ、人権相談を初め、みずから学校等において人権講座を行うなど多方面に献身的なご努力をいただいております。この豊富な経験と実績をもって、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけると確信し、再度推薦しようとするものでございます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第32、諮問第1号について、質疑及び討論を省略します。ただ今より、答申案を配布いたしますので、一読願います。

◎休憩(午後2時34分)

○議長(葛城昌俊君):ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

【森本事務局長答申案配布】

◎再会(午後2時35分)

○議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより、日程第32、諮問第1号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中にお手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思っております。これに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎同意第1号御杖村固定資産評価審査委員会の 委員選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第33、同意第1号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、1名が欠員となっております。地方税法の規定によりまして、委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することになっております。今回、同意を求めますのは、就任をお願いしたいのは大字土屋原の丸山栄氏です。ご存知のとおり丸山氏は、御杖村役場に長年勤務され、行政経験と知識が豊富な方であることから、適任者としてお願いするものでございます。なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年12月13日となります。同意いただけますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第33、同意第1号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程第33、同意第1号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第33、同意第1号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月25日月曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。長時間にわたりお疲れ様でした。

(午後2時39分散会)

(令和6年3月25日)

令和6年第1回(3月)御杖村議会定例会(第2号)

令和6年3月25日(月)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 承認第2号 [原案承認]
専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第8号))
- 第2 議案第1号 [原案可決]
御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第2号 [原案可決]
特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第13号 [原案可決]
御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第14号 [原案可決]
御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について
- 第6 議案第15号 [原案可決]
御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第16号 [原案可決]
御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第18号 [原案可決]
令和5年度御杖村一般会計補正予算(第9号)の議定について
- 第9 議案第19号 [原案可決]
令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について
- 第10 議案第20号 [原案可決]
令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第11 議案第21号 [原案可決]
令和6年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第12 議案第22号 [原案可決]
令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第13 議案第23号 [原案可決]
令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第14 議案第24号 [原案可決]
令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第15 議案第23号 [原案可決]
令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について
- 第16 発委第1号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第17 発委第2号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	葛城昌俊君	副議長	張間裕子君
1番	福田麻衣子君	2番	寺前伊平君
4番	廣口芳弘君	6番	古川芳明君
7番	山岡隆良君	8番	松岡一生君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番 張間裕子君 4番 廣口芳弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時35分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の令和6年第1回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度御杖村一般会計補正予算(第8号))

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):ただちに議題に入ります。日程第1、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号を議題といたします。本案については、予算決算委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より審査の経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):議長、7番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第1、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る3月11日の本会議におきまして、令和5年度各会計における専決処分を含む補正予算4件、令和6年度各会計当初予算5件の合計9件の案件が付託されたことにより、3月21日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、日程第1承認第2号について、当局へ提案理由及び内容における追加説明の有無を確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、専決処分されました令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号につきまして、全員の賛成により承認すべきものと決定いたしました。以上で、日程第1、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号の予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1、承認第2号について、委員長

の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、松岡一生君と張間裕子君から提出されました修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。委員長の報告は可決です。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1・承認第2号・専決処分の承認を求めることについて、令和5年度御杖村一般会計補正予算第8号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について、日程第6、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての6議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2議案第1号、日程第3議案第2号及び日程第4議案第13号から日程第7議案第16号の6議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):議長、4番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○4番(廣口芳弘君):それでは、むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第1号及び議案第2号、議案第13号から議案第16号の6議案につきまして、その審査の経緯と

結果について、一括してご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る3月11日の本会議におきまして、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について以上の6議案が付託されたことにより、3月15日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、案件ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、6議案とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第1号及び議案第2号、議案第13号から議案第16号についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):先ず、日程第2、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第2議案第1号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第1号御杖村行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第3議案第2号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第2号特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第4議案第13号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第13号御杖村自然休養村設置条例の一部を改正する条例の制定についても、委員長の報告のとおり可決されました。

◎御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第5議案第14号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第14号御杖村若者単身者用集合住宅設置及び管理に関する条例の制定についても、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第6議案第15号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第15号御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第7議案第16号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第16号御杖村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についても、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案18号令和5年度御杖村一般会計補正予算第9号の議定について、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定について、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8、議案第18号令和5年度御杖村一般会計補正予算第9号の議定について、日程第9、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定について、日程第10、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についての3議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、

これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第8議案第18号、日程第9議案第19号、日程第10議案第20号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):議長、7番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第8議案第18号及び日程第9議案第19号並びに日程第10議案第20号の各会計における補正予算につきまして、一括して、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、令和5年度の各会計における補正予算3件について、各案件ごとに当局へ提案理由及び内容における追加説明の有無を確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、日程第8議案第18号及び日程第9議案第19号並びに日程第10議案第20号ともに、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第18号令和5度御杖村一般会計補正予算第9号の 議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):まず、日程第8、議案第18号令和5度御杖村一般会計補正予算第9号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第8議案第18号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第18号令和5度御杖村一般会計補正予算第9号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補
正予算第5号の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第9議案第19号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第19号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についても、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正
予算第3号の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第10議案第20号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第20号令和5年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について、

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11、議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第12、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第13、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第14、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、日程第15、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第11議案第21号、日程第12議案第22号、日程第13議案第23号、日程第14議案第24号、日程第15議案第25号の5議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):議長、7番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○7番(山岡隆良君):それでは、続きまして日程11議案第21号から日程第15議案第25号の5会計における令和6年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査の経過と結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、各案件ごとに当局へ提案理由及び内容における追加説明の有無を確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきました。特に、株式会社みつえへの物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金につきましては、多くの質問に加え、村当局へ村の補助金を少しでも減額できるよう、令和6年度経営改善に向けてより一層取り組んでいただくよう申し入れを行いました。なお、詳細につきましては全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、令和6年度当初予算5議案ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):まず、日程第11、議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第11議案第21号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第21号令和6年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算 の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第12議案第22号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第22号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算 の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第13、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第13議案第23号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第23号令和6年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第14、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第14議案第24号について、委員長

の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第24号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の 議定について

[討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第15、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。日程第15議案第25号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、議案第25号令和6年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第16発委第1号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

- 副議長(葛城昌俊君):次に、日程第17、発委第2号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和6年第1回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時35分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

張間裕子

御杖村議会議員

廣口芳弘